

事業種別	川崎市
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●職業紹介、就職相談、託児サービス付き女性就職相談、就職活動準備のためのセミナー等を実施（川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」場所：てくのかわさき、出張窓口：川崎区役所、麻生区役所） ●母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業：ひとり親家庭等の親に対して就労相談、求人情報の提供、職業紹介等を実施。
主管課	経済労働局労働・人材支援部 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【家庭支援担当】
連絡先	044-200-2276 044-200-2672
○就職支援	●大卒、一般求職者等の対象別合同企業就職説明会開催 ●若年無業者等を対象に職業的自立に向けて、相談の受付、職場体験、就労に一步踏み出すための各種セミナー等を実施（「コネクションズかわさき」場所：てくのかわさき） ●母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業：ひとり親家庭等の親に対して、就労のステップアップに向けた相談、資格取得に係るセミナーやoffice等のビジネススキル向上に係る講座の開催 ●女性の再就職支援のためのパソコン講座、国家資格キャリアコンサルタントによる「女性のための働き方・しごと相談」を実施。
主管課	経済労働局労働・人材支援部 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【家庭支援担当】 市民文化局人権・男女共同参画室
連絡先	044-200-2276 044-200-2672 044-200-2300
○起業創業支援 ○助成金	●川崎市、NEDO、川崎市産業振興財団の3者で共同運営する起業家支援拠点「K-NIC」による起業・創業支援の実施 ●川崎市と川崎市産業振興財団の共催による、起業家塾、創業フォローアップセミナー、ビジネスオーディション等の実施 ●「川崎市創業支援等事業計画」に基づく民間創業支援機関（金融機関、インキュベーション施設運営者等）による起業セミナー等の実施 ●川崎市男女共同参画センターの主催する「女性起業家ビジネス向け起業プラン作成支援講座」、「市内関係団体・金融機関等の協力による女性のための起業・経営相談」の実施 ●新川崎・創造のまちにおいて、専門家による各種支援と事業スペースの提供を行うインキュベーション事業の実施
主管課	経済労働局イノベーション推進部 市民文化局人権・男女共同参画室
連絡先	044-200-2334 044-200-2300
○後継者育成支援・継業支援	●中小企業の後継者や中堅・幹部社員等を対象とした後継者育成連続講座の複数回開催。 ●中小製造業の若手経営者や後継者で構成する経営研究会の活動支援。 ●中小企業の事業承継円滑化を支援するためのセミナーや専門家派遣の実施。
主管課	経済労働局経営支援課
連絡先	044-200-3896

事業種別	川崎市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●予防接種法に基づく麻しん・風しんの定期予防接種が受けられなかったお子さんに、任意予防接種の費用の助成（要件あり）。 ●骨髄移植等の治療により、既に接種した定期予防接種の免疫効果がなくなったお子さんに、任意予防接種の費用の助成（要件あり）。
主管課	健康福祉局保健医療政策部【予防接種担当】
連絡先	044-200-2440
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●小児医療費助成：0歳～中学3年生 通院・入院の保険診療の一部負担金 ※小学4～中学3年生は通院1回につき500円までの負担（薬局・入院の場合全額助成）（市民税非課税世帯全額助成） ※令和8年9月から、助成対象年齢を高校生年代まで拡大し、小学校4年生以上に設けている通院1回あたり500円の一部負担金を廃止します。
主管課	こども未来局こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【家庭支援担当】
連絡先	044-200-2695
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●ひとり親家庭等医療費助成：18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童（20歳未満で中程度以上の障害のある、または高等学校等に在学中の児童）を養育する母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方について、医療費の一部負担金を助成
主管課	こども未来局こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【家庭支援担当】
連絡先	044-200-2695
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●保護者の就労の如何に関わらず、利用を希望する小学生の放課後の安全な居場所として、「わくわくプラザ」を市内すべての小学校（115校）に設置。
主管課	こども未来局青少年支援室
連絡先	044-200-3084

事業種別	川崎市
○生活支援に係る施策①	●高齢者特別乗車証 市内運行バスを大人料金の半額で乗車可 ●高齢者フリーパス 有効期間中、市内運行バスを何回でも乗車可、利用者負担額は1,000円／月。 ●おでかけGO！医療機関への受診・入退院、官公庁への手続き等の際に、1回につき4時間まで、リフト付ワンボックスカーを利用可。利用者負担額は400円／時間。
主管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課
連絡先	044-200-2680
○生活支援に係る施策②	●福祉タクシー等：障害のある方に対して、バス乗車券または福祉タクシー利用券の交付および福祉キャブ（リフト付き自動車）の運行
主管課	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
連絡先	044-200-2928
○生活支援に係る施策③	重度障害者の保険医療費の自己負担分を助成 精神障害者については、精神保健福祉手帳1級所持者の通院分のみ助成
主管課	健康福祉局国民年金・福祉医療課
連絡先	044-200-2676